

事業所・企業等が調査対象の基幹統計調査の場合(各府省への照会結果を事務局にて整理したもの)

令和3年4月1日時点の状況を照会

所管省	No	統計調査	調査票	No	周期	全数・標本	調査票の配布方法	母集団名簿の作成方法				事業所母集団DBの使用状況							将来的使用の可能性							
								母集団名簿の情報源				更新周期	作成・更新方法	事業所母集団DB使用	事業所母集団DBの使用方法			事業所母集団DBを使用していない理由								
								事業所母集団DB	他統計	行政記録情報	その他				母集団名簿	その他	その他の具体的内容	行政記録情報を利用		独自作成名簿を利用	他統計調査の結果又は母集団名簿を利用	調査対象特定や標本設計に必要な情報が調査独自の属性情報であるため	調査対象の一部が登録対象外	DBの利用検討がされていない		
総務省	6	個人企業経済調査			7	年次	標本	郵送	○			○	1年	事業所母集団DBを基盤として、前年の個人企業経済調査結果を反映。	○	○										
	7	科学技術研究調査			8	年次	標本	郵送	○		○	小規模更新は毎年、大規模更新はおおむね3年	小規模更新:過去調査結果から廃業情報等更新。非常営団体・公的機関・大学等は各府省庁及び地方公共団体に依頼し新設・廃業等更新。 大規模更新:事業所母集団DBの最新の母集団情報(年次フレーム)を利用し名簿を更新。	○	○											
	12	経済センサス-基礎調査			13	【甲調査】5年次 【乙調査】1年次	全数	調査員郵送 オンライン	○		○	【甲調査】5年 【乙調査】1年	【甲調査】業所母集団DBの最新の母集団情報(年次フレーム)を利用し、法人番号公表サイト情報を照合の上更新。 【乙調査】事業所母集団DBの最新の母集団情報(年次フレーム)を利用し、名簿を更新。	○	○											
		経済センサス-活動調査			14	5年	全数	調査員郵送 オンライン その他	○	○	○	○	5年	・事業所母集団DBを基盤とし経済センサス-基礎調査、工業統計調査、労働保険等各種データを反映。 ・実査に先立ち支所等を有する企業本社等へ確認票を郵送し支所の新設・廃止の状況等を反映。	○	○	○	調査客体名簿作成に活用								
	12	経済構造実態調査	甲調査			15	年次	全数(規模以上悉皆)	郵送	○	○		1年	事業所母集団DBを基盤とし前年の最新の情報(経済構造実態調査結果又は経済センサス-活動調査結果)を反映。	○	○										
財務省	13	法人企業統計調査	年次調査			16	年次	標本	郵送 オンライン			○	1年	最新の会社標準調査母集団情報(登記簿情報等)と、直近で使用している法人企業統計調査法人名簿を統合。会社標準調査母集団情報と法人名簿両者に存在する法人の重複を解消し、法人企業統計調査により廃業等の情報を把握している法人が、会社標準調査母集団情報に含まれていた場合は排除することで更新。										○		
			四半期調査			17	四半期	標本	郵送 オンライン			○	1年													○
14	民間給与実態統計調査				18	年次	標本	郵送 オンライン			○	1年	毎年6月30日現在の源泉徴収義務者名簿(法務省から日次でデータ連携される商業・法人登記情報や、税務署へ提出される各種申請等の情報に基づき、業務システムにより都度更新)により更新。				○									
文部科学省	15	学校基本調査			19	年次	全数	郵送 オンライン			○	1年	初等中等教育機関の新設・廃止等の状況について都道府県への聞き取り、高等教育機関の新設・廃止等の状況について文部科学省が調査を行いその結果を母集団名簿に反映。													
	16	学校保健統計調査			20	年次	標本	郵送 オンライン			○	1年	学校基本調査(年次調査)の結果を基に作成された学校基本調査台帳を母集団名簿としている。													
	17	学校教員統計調査			21	3年	全数(私立の専修・各種の専修)	郵送 オンライン			○	3年	学校基本調査(年次調査)の結果を基に作成された学校基本調査台帳を母集団名簿とし、台帳更新から調査実施日までの変更について、高等学校以下は都道府県教育委員会へ更新依頼、高等専門学校・大学・短大等は文部科学省の担当部署へ聞き取りを行い更新。													
	18	社会教育調査	社会教育行政調査票			22	3年	全数	郵送 オンライン			○	3年	直近の地方教育費調査(教育行政調査)(隔年)の情報を基に文部科学省が作成した母集団名簿「教育委員会リスト」を、調査実施前に都道府県に送付、更新を依頼。												
			公民館調査票			23	3年	全数	郵送 オンライン	○			○	3年		○	○									
			図書館調査票			24	3年	全数	郵送 オンライン	○			○	3年		○	○									
			博物館調査票			25	3年	全数	郵送 オンライン	○			○	3年	前回社会教育調査で活用した、文部科学省が保管する社会教育調査の母集団名簿「社会教育施設等名称ファイル(施設種類別名称ファイル)」名簿を、調査実施前に、都道府県教育委員会に送付し、市町村教育委員会と協力して更新するよう依頼することにより、母集団名簿を作成。更新の際に、参考として、事業所母集団データベースを閲覧できるようにしている。	○	○									
			青少年教育施設調査票			26	3年	全数	郵送 オンライン	○			○	3年		○	○									
			女性教育施設調査票			27	3年	全数	郵送 オンライン	○			○	3年		○	○									
			体育施設調査票(社会体育施設)			28	3年	全数	郵送 オンライン	○			○	3年		○	○									
体育施設調査票(民間体育施設)					29	3年	全数	郵送 オンライン	○			○	3年	事業所母集団データベースの産業分類を元に母集団名簿を作成。	○	○										
劇場、音楽堂等調査票			30	3年	全数	郵送 オンライン	○			○	3年	前回社会教育調査で活用した、文部科学省が保管する社会教育調査の母集団名簿「社会教育施設等名称ファイル(施設種類別名称ファイル)」名簿を、調査実施前に、都道府県教育委員会に送付し、市町村教育委員会と協力して更新するよう依頼することにより、母集団名簿を作成。更新の際に、参考として、事業所母集団データベースを閲覧できるようにしている。	○	○												
生涯学習センター調査票			31	3年	全数	郵送 オンライン	○			○	3年		○	○												
厚生労働省	20	毎月勤労統計調査	第一種事業所調査票(全国・地方)			33	月次	標本(一部の層は全数)	郵送 オンライン	○		○	1年	事業所母集団データベースの最新の母集団情報(年次フレーム)を利用し、名簿を更新。	○	○	○	母集団労働者数の更新の検討のための常用雇用者数の試算に利用								
			第二種事業所調査票(全国・地方)			34	月次	標本	調査員 オンライン			○	半年	母集団調査区名簿(経済センサス調査区名簿)から抽出された調査実施調査区内にて、統計調査員が予め当該調査区を巡回し、5~29人規模事業所の名簿(調査区内事業所名簿)を作成することにより更新。	○		○	調査区内名簿作成時の参考資料								
			特別調査票			35	年次	標本	調査員			○	1年	母集団調査区名簿(経済センサス調査区名簿)から抽出された調査実施調査区内にて、統計調査員が予め当該調査区を巡回し、常用労働者を5人未満雇用する全事業所の調査区内対象事業所名簿を作成することにより更新。	○		○	調査区内名簿作成時の参考資料								
	21	業事工業生産動態統計調査			36	月次	全数	郵送 オンライン			○	1月	調査月時点の製造販売業許可台帳を取得し、新規に許可を取得した事業者を追加、廃止した事業者を除外。					○								
	22	医療施設調査	静態調査			37	3年	全数	郵送 オンライン			○	1月	都道府県、保健所設置市等の長が、医療施設からの開設・変更等の申請・届出に基づき作成し厚生省に提出した医療施設動態調査票をもとに、毎月、母集団名簿となる医療施設基本ファイルを更新。												
23	患者調査				39	3年	標本	郵送 オンライン			○	1月														
24	賃金構造基本統計調査				40	年次	標本(一部の層は全数の場合あり)	郵送 オンライン	○			1年	事業所母集団データベースの最新の母集団情報(年次フレーム)を利用し、名簿を更新。	○	○											
農林水産省	26	農林業センサス	農林業経営体調査票			43	5年	全数	調査員 郵送			○	5年	農水省が前回名簿に他統計や行政記録情報等から追加等し市区町村に提示した名簿を市区町村が行政記録情報から追加等し、当該名簿を調査員が地域情報により確認・補正し、客体候補訪問・聞き取りにより調査対象該当を判定し、母集団名簿を作成。											○	
	27	牛乳乳製品統計調査	基礎調査票			46	年次	全数	郵送	○		○	1年	事業所母集団データベースの最新の母集団情報(年次フレーム)を利用し、都道府県又は保健所等から収集した休廃業等の状況を反映し名簿を更新。	○	○										
月別調査票					47	月次	標本	郵送	○		○	毎年及び毎月		○	○											

所管省	No	統計調査	調査票	No	周期	全数・標本	調査票の配布方法	母集団名簿の作成方法				事業所母集団DBの使用状況															
								母集団名簿の情報源				更新周期	作成・更新方法	事業所母集団DB使用	事業所母集団DBの使用状況			事業所母集団DBを使用していない理由				将来的使用の可能性					
								事業所母集団DB	他統計	行政記録情報	その他				母集団名簿	その他	その他の具体的内容	行政記録情報を利用	独自作成名簿を利用	他統計調査の結果又は母集団名簿を利用	調査対象特定や標本設計に必要な情報が調査独自の属性情報であるため		調査対象の一部が登録対象外	DBの利用検討がされていない			
農林水産省	28	作物統計調査	作付面積調査(水稲以外)(てんさい、さとうきび以外)	50	年次	全数	郵送 オンライン				○	1年	地方農政局等が調査対象作物ごとに作成した前年の調査客体名簿を関係団体等からの情報収集等により更新。														
			作付面積調査(水稲以外)(てんさい、さとうきび)	51	年次	全数	郵送 オンライン				○	1年															
			作況調査(収穫量調査(水稲以外)(てんさい、さとうきび、茶以外)(関係団体調査))	53	年次	全数	郵送 オンライン				○	1年															
			作況調査(収穫量調査(水稲以外)(てんさい、さとうきび)(関係団体調査))	54	年次	全数	郵送 オンライン				○	1年															
			作況調査(収穫量調査(水稲以外)(茶)(関係団体調査))	55	年次	標本	郵送 オンライン				○	6年周期で作成し、これを基に中間年について補正		地方農政局等が都道府県、市町村、茶関係団体等関係機関からの情報収集により、全ての荒茶工場のリストを6年周期で作成。中間年については、市町村、普及センター、茶関係団体等関係機関からの休業・廃止又は新設の情報収集により更新。													
			作況調査(収穫量調査(水稲以外)(標本経営体調査))	56	年次	標本	郵送					5年		直近の農林業センサス調査結果を用いて更新。													
	29	海面漁業生産統計調査	海面漁業漁獲統計調査票	58	年次	全数	調査員 郵送 オンライン				○	1年	前年調査結果及び直近の漁業センサス調査結果を用い、地方農政局等の農林水産省職員の都道府県・漁協からの聞き取りによる新設・廃止等情報収集により補完し、名簿を更新。														
			海面養殖業収穫統計調査票	59	1年 半年(のり類・かき類のみ)	全数	調査員 郵送 オンライン				○	1年															
	30	漁業センサス	海面漁業調査:漁業経営体調査票	60	5年	全数	調査員	○			○	5年	農水省が、事業所母集団DB及び指定漁業等の許可名簿を基に前回名簿を更新し都道府県に提示した名簿を、都道府県が漁船登録データにより補正し、市区町村を通じ客体候補調査員に提示。調査員は漁協から聞き取りを行い、必要に応じて名簿を更新。名簿に記載された者に対し海面経営体調査員が聞き取りを行い調査対象に該当するか確認し、母集団名簿を更新。	○	○												
			海面漁業調査:海面漁業地域調査票	61	5年	全数	郵送				○	5年	地方農政局等が前回調査客体名簿を基に各都道府県の水産所管部署から聞き取りを行い更新。														
内水面漁業調査:内水面漁業経営体調査票			62	5年	全数	調査員 郵送	○	○		○	5年	農水省が事業所母集団DB及びびうなぎ養殖業の許可名簿を基に前回名簿を更新し地方農政局等に提示した名簿を、地方農政局等が①都道府県保有の漁船登録データ、②内水面漁業生産統計の調査客体名簿、③内水面組合から聞き取りを行い必要に応じて名簿を更新。名簿に記載された者に対し海面経営体調査員が聞き取りを行い調査対象に該当するか確認し、母集団名簿を更新。	○	○													
内水面漁業調査:内水面漁業地域調査票			63	5年	全数	郵送				○	5年	地方農政局等が前回調査客体名簿を基に各都道府県の水産所管部署から聞き取りを行い更新。															
流通加工調査:魚市場調査票			64	5年	全数	郵送				○	5年	地方農政局等が前回調査客体名簿を基に市場関係者から聞き取りを行い更新。															
31	木材統計調査	基礎調査票	66	年次	[LVL、CLT]全数 【製材等】 標本(規模以上等悉皆)	調査員 郵送 オンライン	○			○	1年	事業所母集団データベースから調査対象に該当する事業所を抽出し、前年の基礎調査の調査票情報、地方自治体等からの情報収集、当該工場への情報収集又は郵送回収により標本設計における層化に必要な生産量等を確認し、母集団名簿(工場一覧表)を作成。	○	○													
		製材月別調査票、合単板月別調査票	67	月次	【製材】標本(規模以上等悉皆) 【合単板】 標本(規模以上等悉皆)	調査員 郵送 オンライン	○			○	1年																
32	農業経営統計調査	経営統計調査(個人経営体及び水田作(集落営農)以外の法人経営体)	68	年次	標本	調査員 その他				○	5年	農林業センサス公表後、調査結果及び名簿情報から必要な情報(住所、営業規模(面積・頭数)等)を抜き出し母集団名簿を作成。															
		経営統計調査(法人経営体の水田作(集落営農))	69	年次	標本	調査員 その他				○	5年(農林業センサス実施の年度)	最新の農林業センサス実施年に実施される集落営農実態調査結果から、水田作の法人格を有する集落営農組織について、必要な情報(住所・水田耕地面積等)を抜き出し母集団名簿を作成。															
		生産費調査:個別経営体	70	年次	標本	調査員 その他				○	5年	農林業センサス公表後の調査結果及び名簿情報から必要な情報(住所、調査対象品目の面積・頭数(規模)等)を抜き出し母集団名簿を作成(二条大麦、六条大麦、はだか麦、なたね以外)。経営所得安定対策等加入申請者情報により集められた情報を基に母集団名簿を作成(二条大麦、六条大麦、はだか麦、なたね)。															
		生産費調査:組織法人経営体	71	年次	標本	調査員 その他				○	5年	農林業センサス公表後の調査結果及び名簿情報から必要な情報(住所、調査対象品目の面積・頭数(規模)等)を抜き出し母集団名簿を作成。															
33	経済産業省生産動態統計調査	経済産業省生産動態統計調査	72	月次	全数	郵送				○	1年	工業統計調査と本調査との対象事業所の確認のほか、業界紙等の情報や事業所からの情報に基づき名簿情報を更新。															
		ガス事業生産動態統計調査	73	月次・四半期	全数	郵送 オンライン				○	ガス事業法に基づく登録、許可、届出、廃業の手続きがある都度	ガス事業法に基づく登録、許可、届出事業者の名簿をそのままガス事業生産動態統計調査の母集団名簿としており、当該手続きがある度に随時更新。															
		石油製品需給動態統計調査	74	月次	全数	郵送 オンライン				○	石油の備蓄の確保等に関する法律に基づく届出・登録簿を、石油事業者からの届出等の手続きが行われ次第、随時更新。業界団体名簿を用いた脱漏事業者情報の更新については、毎年10月～11月頃に、各業界団体から情報を得て調査対象品目の製造事業の実態を確認し更新。																
		商業動態統計調査	75	月次	標本	郵送				○	5年	最新の経済センサス活動調査の情報(名簿)を利用し更新。															
37	経済産業省特定業種石油等消費統計調査	経済産業省特定業種石油等消費統計調査	76	月次	全数(規模以上等悉皆)	郵送				○	情報確認時随時	前年の調査結果名簿をベースに、調査対象事業者や業界団体などから得られる情報等を確認し、新設、廃止、対象外等の情報を随時更新。															
		経済産業省企業活動基本調査	77	年次	全数	郵送	○			○	1年	前年度調査結果を反映した名簿をベースに事業所母集団データベースとの照合及び民間情報等を活用し確認された新設等の企業情報を追加し、対象企業名簿を更新。	○	○													
		工業統計調査※	78	年次	全数(規模以上等悉皆調査)	調査員 郵送				○	1年	本調査に先立ち、統計調査員が、前年調査結果に基づく工業調査準備調査名簿記載事業所を訪問・聞き取り調査を行い、継続事業所、廃業事業所等を把握するとともに、名簿に記載がない新設事業所を把握した場合には名簿に追加し、母集団名簿(工業統計調査名簿)を作成。															
38	経済産業省	乙調査(旧特定サービス産業実態調査)※※	79	年次	標本	郵送				○	1年	直近の経済センサス活動調査結果名簿を基盤とし、前年の経済構造実態調査結果を反映した母集団名簿を作成。															

所管省	No	統計調査	調査票	No	周期	全数・標本	調査票の配布方法	母集団名簿の作成方法				事業所母集団DBの使用状況															
								母集団名簿の情報源				更新周期	作成・更新方法	事業所母集団DB使用	事業所母集団DBの使用方法			事業所母集団DBを使用していない理由					将来的使用の可能性				
								事業所母集団DB	他統計	行政記録情報	その他				母集団名簿	その他	その他の具体的内容	行政記録情報を利用	独自作成名簿を利用	他統計調査の結果又は母集団名簿を利用	調査対象特定や標本設計に必要な情報が調査独自の属性情報であるため	調査対象の一部が登録対象外		DBの利用検討がされていない			
国土交通省	40	造船造機統計調査	造船調査	82	月次	全数	郵送			○	1年	届出等により更新された行政記録情報に基づき母集団名簿を更新。				○											
			造機調査	83	四半期	全数	郵送			○	1年					○											
	42	鉄道車両等生産動態統計調査	鉄道車両生産(新造)調査票	86	月次	全数	郵送		○		○	2~3年	経済センサスー活動調査の調査結果公表後、当該調査の調査票情報等を基に更新。経済センサスー活動調査の中間年では、工業統計調査の調査票情報及び関係団体に対するヒアリング結果等を基に更新。									○	○				
			鉄道車両生産(改造・修理)調査票、鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産調査票、索道搬器運行装置生産調査票	87	四半期	全数	郵送		○		○	2~3年													○	○	
	43	建設工事統計調査	建設工事施工統計調査	88	年次	標本	調査員郵送オンライン			○		1年	毎年度、建設業許可業者のデータをシステムに入れ込むことで、約47万業者の建設業許可業者の中から約11万業者を抽出。				○							○			
			建設工事受注動態統計調査(甲調査)	89	月次	標本	調査員郵送オンライン			○		1年	前年度実施の建設工事施工統計調査(対象約11万業者)から、前々年度の完成工事高が1億円以上の業者を約1.2万業者抽出。				○								○		
			建設工事受注動態統計調査(乙調査:大手50社)	90	月次	標本	オンライン			○		1年	建設工事施工統計調査対象業者(約11万業者)から、国土交通大臣が指定した大手指定建設業者(大手50社)を有意抽出。				○									○	
	44	船員労働統計調査	第3号様式(特殊船に乗り組む船員についての調査)	92	年次	全数	郵送			○		1年	業務報告により更新された行政記録情報に基づき母集団名簿を更新。				○									○	
	45	自動車輸送統計調査	第3号様式(旅客営業用自動車(バス)(一般乗合・高速乗合・貸切・特定)(事業所))、第3号様式の2(旅客営業用自動車(バス)(一般乗合・高速乗合)(自動車))、第3号様式の3(旅客営業用自動車(バス)(貸切)(自動車))	94	月次	【第3号様式】全数【第3号様式の2、3】標本	郵送			○		1年	最新の自動車運送事業所データを入手し母集団名簿を更新。				○									○	
	46	内航船舶輸送統計調査	内航船舶輸送実績調査	95	月次	標本	郵送			○		半年	届出等により更新された行政記録情報に基づき母集団名簿を更新。				○									○	
自家用船舶輸送実績調査			96	年次	全数	郵送			○		1年					○										○	
47	法人土地・建物基本調査		97	5年	標本	郵送	○	○	○		1年	前回調査の母集団名簿を、事業所母集団DB、土地保有・動態調査、民間の企業信用調査会社、国税庁法人番号公表サイトから得た情報により更新。	○	○													
		計	71					25	26	22	40			27	25	4	0	13	11	13	22	4	3		6		

※工業統計調査は、令和4年に経済構造実態調査に包摂され、母集団名簿は事業所母集団DBIに変更。

※※経済構造実態調査乙調査(旧特定サービス産業実態調査)は、令和4年に廃止。

※※※鉄道車両等生産動態統計調査については、調査時点(3年4月1日)以降の検討により、調査対象特定に必要な情報が調査独自の属性情報であるため、現時点では母集団名簿としては事業所母集団DBを使用しないという判断をしている。

# 資料1-1 別添

令和3年4月1日時点の状況を照会

所管省	No	統計調査	調査票	No	周期	全数・標本	調査票の配布方法	調査客体名簿の作成方法		事業所母集団DBの使用状況													
								調査客体名簿の情報源	作成方法	事業所母集団DB使用	事業所母集団DBの使用法			事業所母集団DBを使用していない理由						将来的使用の可能性			
											母集団名簿	その他	その他の具体的内容	行政記録情報を利用	独自作成名簿を利用	他統計名簿を利用	調査対象特定や標本設計に必要な情報が調査独自の属性情報であるため	調査対象の一部が登録対象外	DBの利用検討がされていない				
総務省	1	小売物価統計調査	動向編	1	月次	標本	調査員調査(他計方式)	市町村 国勢調査調査区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○価格調査                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務大臣が、都道府県庁所在市、政令市、およびそれ以外の全国の市町村を人口規模、地理的位置、産業的特色などによって116層に分け、各層から一つずつ総務省が抽出した167の調査市町村を設定。</li> <li>・都道府県知事が調査市町村全域を、最も価格収集数の多いA品目の価格収集数と同数に分割し、それぞれを価格調査地区として設定。</li> <li>・当該価格調査地区内で、調査員や都道府県職員が、店舗からの聞き取り等により、調査品目ごとに、販売数量が多い順に総務省が定める所定の価格収集数に応じた数の店舗を抽出し、都道府県(総務省調査品目については総務省)が調査店舗に選定し、調査客体名簿を作成。</li> </ul> </li> <li>○民営家賃(家賃調査)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務大臣が、都道府県庁所在市、政令市、およびそれ以外の全国の市町村を人口規模、地理的位置、産業的特色などによって116層に分け、各層から一つずつ総務省が抽出した167の調査市町村を設定し、市町村内の国勢調査調査区から家賃調査地区を無作為抽出。</li> <li>・都道府県知事が調査員の当該地区内踏査により確認した民営家賃賃貸事業所を調査対象に選定し、調査客体名簿を作成。</li> </ul> </li> <li>○宿泊料調査                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省が都道府県庁所在市又は全国の観光地の中から宿泊者数の多い地域を総務省が選定し、99の調査市町村を設定。</li> <li>・都道府県が聞き取り等により収集した情報をもとに、調査市町村ごとに宿泊者数の多い旅館・ホテル等を調査宿泊施設として選定し、調査客体名簿を作成。</li> </ul> </li> </ul> (宿泊料調査は令和3年12月末で廃止)														
			構造編	2	隔月	標本	調査員調査(他計方式)	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省が調査ごとに、以下の基準で調査地域となる市を設定、市域全体を価格調査地区とする。市を設定、市域全体を価格調査地区とする。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>i 地域別価格差調査                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>「動向編」の調査地域となっていない全国の都道府県庁所在市以外の市(91市)</li> </ul> </li> <li>※「動向編」の調査市町村(167市町村)と併せて、各都道府県において人口の50%をカバーすることを目標に、経済圏のバランスを考慮して調査市を選定。</li> <li>ii 店舗形態別価格調査                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>全国の道府県庁所在市(46市)</li> </ul> </li> <li>iii 銘柄別価格調査                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>東京都区部(1市)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・各調査市域内で、調査員や都道府県職員が、店舗からの聞き取り等により、総務省が定める所定の価格収集数に応じた数の店舗を抽出し、都道府県が調査店舗に選定し、調査客体名簿を作成。</li> </ul>														
				計	2				0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0				